

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 1 日現在

機関番号：30103

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009 年度～2011 年度

課題番号：21730258

研究課題名（和文） アメリカの州地方財政の分権的基本構造と連邦補助金による  
集権化ベクトルの葛藤研究課題名（英文） Decentralized Intergovernmental Fiscal Relation and  
Pressure toward Centralization in the US.

研究代表者

加藤 美穂子 (KATO MIHOKO)

札幌学院大学・経済学部・准教授

研究者番号：60453247

研究成果の概要（和文）：

アメリカの分権的な連邦補助金システムにおける，連邦政府の義務付けと州政府の裁量性，連邦政策の形成過程について調査研究を行った。保育政策のブロック補助金と医療扶助(メディケイド)の特定補助金等を対象に，政府資料や議事録，現地調査等を通じて事例研究を行い，第 1 に福祉サービスの供給体制が市場ベースで形成され，第 2 に制度設計においては州政府が広範な裁量性をもっており，第 3 に連邦政府は規制と監督の枠組みを提供するという位置であることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This study examines basic scheme and agendas of federal grant system in U.S. With governmental documents and field research, I found that childcare policy and Medicaid/SCHIP are based on market supply system and the broad discretion of state governments under rules and supervision by federal government.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 21 年度	1, 000, 000	300, 000	1, 300, 000
平成 22 年度	700, 000	210, 000	910, 000
平成 23 年度	700, 000	210, 000	910, 000
年度			
年度			
総計	2, 400, 000	720, 000	3, 120, 000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学，財政学・金融論

キーワード：政府間財政関係，アメリカ，地方財政，政府間補助金

## 1. 研究開始当初の背景

アメリカ連邦制における州・地方財政システムは，現代世界における「分権的」な「小さな政府」の典型といえる。しかし，この伝統的な分権的連邦制の財政構造にも，中央集

権的なベクトルが加わってきている。具体的には，医療扶助関連の連邦補助金が急増し，従来よりも州・地方財政の連邦政府への依存度が高まり，伝統的な分権的構造が揺らぎだす傾向が見られる。アメリカでは，社会保険

による国民皆保険ではなく、現役世代には雇用主提供医療保険が中心の民間医療保障となっているので、グローバル化下の国際競争の激化により雇用主提供医療保険が質と量の両面で低下傾向にあり、無保険者が4千万人を超える事態になっている。そこで、医療扶助が拡充され、それに伴って連邦補助金も急増し、集権化のベクトルが強まっている。ただし、それらはアメリカに伝統的に存在する分権的な基本構造を前提とするものであり、日本からみれば、はるかに地域間の多様性を尊重するものといえる。

そこで、分権的なシステムにとって重要な前提条件と課題を明らかにするために、アメリカの連邦補助金に焦点を当て、その構造と州政府の制度運営の実態を解明する。

## 2. 研究の目的

(1)本研究の目的は、アメリカの連邦制の基本的な分権構造と21世紀的な集権化ベクトルとの葛藤のプロセスを分析することにより、アメリカ社会が全米的な安定のために一定の連邦政府への集権的傾向を受け入れつつも、それはあくまでも地域の多様性を尊重する基本構造が維持される形で行われていることを明らかにすることである。

(2)そのために、アメリカの連邦補助金を対象に、以下のことを調査・研究している。

①連邦補助金に伴う連邦政府の義務付け及び州政府への監督に関するルールと運営方法、州政府側の裁量性の実態の解明。

②分権的な政府間補助金プログラムを適切に機能させるための諸条件の解明。

③2000年代以降のアメリカの連邦システムの変化と今後の方向性の検討。

## 3. 研究の方法

(1)州・地方財政システムの基本構造の一般的特性を抽出し、また、州間の多様性を検証するために、州・地方財政に関する統計データを収集して計量的手法により検証を行った。

(2)連邦補助金に伴う連邦政府から州政府への義務付けと監視、州政府の裁量性、各州政府の多様な政策実施状況を検討するために、以下のことを行った。

①関連する連邦法と政府公表資料を収集し、連邦政府の義務付けと州政府の裁量性に関する基本的枠組みの検討を行った。

②連邦会計検査院による調査報告と、各州の

公表資料を収集し、州間の多様な政策実施状況と連邦政府による評価について分析した。

③連邦政府の政策形成過程における主要州の影響を検討するために、連邦議会資料を分析した。

④連邦補助金を用いた州政府側のプログラム運営について、連邦政府当局と州政府当局に対するヒアリングを実施した。

## 4. 研究成果

(1)アメリカの連邦政府の保育政策に関するブロック補助金である Child care and Development Fund(以下、CCDF)を検討した。その内容と成果は、以下のとおりである。

①アメリカのブロック補助金の具体的な特徴と連邦規定の枠組みについて検討した結果、CCDFでは、適格者基準やサービス・プロバイダーへの払戻率などの制度の根幹部分の設計について、州政府によって、様々な違いがあつて、全米で多様な政策が展開されていることが分かった。

具体的には、第1に、適格者の所得上限、平等利用規定の遵守と Market Rate Survey の実施、州計画・支出実績の報告義務等に関して、州政府は連邦政府から義務が課されている。第2に、しかし、その基本的な義務の条件を満たした上で、払戻率と自己負担、受給対象者に関する適格基準、対象プロバイダーについては、各州、各地域で、多様な政策設計が行われていることが、明らかとなった。

今後はさらに、他の政策分野の分析を行うことにより、集権化と分権的構造との関係を解明する必要がある。

②アメリカでは1980年代以降、州政府レベルでの就労促進型の福祉改革が進み、1996年には連邦政府レベルで、要扶養児童世帯向けの公的扶助制度である Aid to Families with Dependent Children (以下、AFDC)を、Temporary Assistance for Needy Families (TANF)へと大きく転換する福祉改革が実施された。しかし、AFDC受給者の大半を占めるのがシングル・マザー家庭であったことから、彼女らに就労を促してこの福祉改革を成功させるには、その児童の保育問題の解決が不可欠となってきたのである。

そこで本研究では、就労促進型福祉改革の重要な一端として、連邦政府の保育政策を検討した。その結果、ブロック補助金の大きな特徴である資金利用の柔軟性が、各州政府の多様な就労支援型福祉政策を促進するうえで重要であることが明らかになった。

③日米の保育政策を比較検討することによって、両国の政策の本質的な特徴が明らかになった。

第1に、日本では、大半の保育サービスが、認可保育所のメカニズムを通じて供給されており、世帯所得に応じて公的支援を調整している。これに対して、アメリカでは、保育サービスは、市場メカニズムの中で取引にされるサービスの一つである。消費者は、必要な保育サービスについて、プロバイダーと直接契約を結び、市場価格で購入する。そして政府は、中所得以上の家庭に対しては、保育費用の一部を租税優遇措置により支援し、貧困者と低所得者に対しては、直接支出による助成を行うものとなっている。

第2に、消費者に提示される保育サービスのメニューについていえば、日本では、消費者はサービスの内容を選択する余地がほとんどなく、ほぼ画一のサービスと料金体系となっている。一方、アメリカでは、消費者は、多種多様なプロバイダーが供給する様々な内容と質と価格のサービスの中から、どれを購入するかを自分の判断で選択できることが大きな特徴となっている。

今後は、特徴的な州の事例研究を行うことによって、アメリカの保育政策の具体的な運用と課題を検討していく。

(2)アメリカの医療扶助政策であるメディケイドと貧困児童向けの医療扶助である State Children's Health Insurance Program (SCHIP)を対象に、連邦補助金としての特性と連邦政策の形成過程を分析した。その内容と成果は、以下のとおりである。

①メディケイドやSCHIPの創設、および拡大の背後には、アメリカにおける国民皆保険制度(包括的医療保険制度)の導入を巡る政治的葛藤が大きく影響している。アメリカでは、医療保障の欠如や不十分さに対する社会的圧力が高まってきたときに、公的皆保険制度を作るのではなく、政府が限定的な対策をとるという方法が長年繰り返されてきた。すなわち、国民全体をカバーする医療保障政策への提案を挫折させる代わりに、特に必要度が高い部分をカバーする制度ができるというプロセスが繰り返されてきた。

そのような中、2010年にアメリカ史上初めての連邦政府レベルでの国民皆保険法案が、オバマ政権の下で成立した。ただし、最終的に成立したその内容は、全国民を対象とした単一の公的医療保険制度を創設するものではなく、既存のシステムを前提として、無保険者の部分を埋めるための制度を創設するものであり、やはりメディケイドの拡充が重要な一部となっていることが明らかとなっ

た。オバマ政権によるメディケイド改革の今後の展開について、次の課題としたい。

②メディケイドを対象に、連邦政府による各種ルールを検討した結果、適格者や保障内容について州毎の多様性を認める仕組みであることがわかった。

具体的には、第1に、州政府は、メディケイドを実施するか否かを選択できる。実際に、アリゾナ州のように、1980年代までメディケイドを実施していなかった州が存在する。第2に、メディケイドに参加する州政府は、適格者と給付内容に関して、必ず満たさねばならない連邦政府からの義務付けを課される。ただしそれらは、最低限の範囲に抑えられている。加えて、州政府が自主財源によって、独自の政策を実施することも当然、可能となっている。このように、メディケイドの連邦補助金の枠組みは、かなり大きな裁量性を州政府に与えるものであり、日本の補助金政策にも多くの示唆を与えるものといえる。

③アメリカの連邦補助金の枠組みの中で、州間の多様な政策運営があった。その第1段階として、メディケイドとSCHIPの適格基準について州間比較を行った結果、Midwest地域やNew England地域で多くみられるように、メディケイドとSCHIPを一体的に使用して寛大化を図っている州がある一方で、メディケイドはあくまでも最低限度に抑え、SCHIPでより多くの児童を補助している州、Rocky Mountain地方の州のように、メディケイドとSCHIP共に補助を限定している州など、多様な制度設計のパターンが見出された。

今後は、各パターンの典型例といえる州を対象に、州のメディケイド政策の具体的な運用を事例研究を通じて比較検討する予定である。

以上の研究成果は、現在、図書として執筆中であり、次年中に刊行予定である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①加藤美穂子(2011), 「保育政策の日米比較: 認可保育所と市場ベースのメカニズム」, 『国学院経済学』(国学院大学), 査読有, 第60巻第1・2合併号, pp. 157-201。

②加藤美穂子, (2011), 「アメリカの連邦補助金システムにみる分権的構造—Child Care政策を事例に—」日本地方財政学会編,

『地方財政の理論的進展と地方消費税』, 勁草書房, 査読有, pp.132-153。

③加藤美穂子(2010)「地方財政における財政規律の維持・強化のルール」, 『札幌学院大学経済論集』(札幌学院大学総合研究所), 査読なし, 第2号, pp.45-64。

〔学会発表〕(計1件)

①加藤美穂子(2010), 「アメリカの連邦補助金システムにみる分権的構造—Child Care 政策を事例に」, 日本地方財政学会 第18回大会, 2010年6月20日, 青山学院大学。

〔図書〕(計1件)

①加藤美穂子, (2013年3月刊行予定), 『アメリカの分権的財政システム』, 日本経済評論社, 260ページ(予定)。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

加藤 美穂子 (KATO MIHOKO)

札幌学院大学・経済学部経済学科・准教授  
研究者番号: 60453247